

様式 1 4

<p style="margin: 0;">エックス線装置備付届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">(あて先) 札幌市保健所長</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 40px;">住 所</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 40px;">管理者</p> <p style="text-align: right; margin: 0 0 0 40px;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">エックス線装置を備え付けたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。</p>		
診 療 所	名 称	
	所 在 地	( TEL ) ( FAX )
備 付	年 月 日	年 月 日
事 務 上 の 連 絡 先	名 称	
	所 在 地	( TEL ) ( FAX )
	実務者の所属 及 び 氏 名	

注意事項

- 1 管理者の氏名は、医療法施行令第4条の2第1項に基づく届出に記載された管理者氏名を記載すること。
- 2 事務上の連絡先は、当該届出に関する照会に対し回答できる診療所の実務者の連絡先を記載すること。
- 3 別紙1及び別紙2を添付すること。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

別紙 1

エ ッ ク ス 線 装 置 の 使 用 条 件 等 の 装 置	エ ッ ク ス 線 装 置 の 使 用 条 件 等	製 作 者 名			
		型 式			
		台数及びエックス線管球数		台 ・ 管球	
		定 格 出 力	撮 影	最大管電圧 (kV) - 管電流 (mA)	
				管電圧 (kV) - 最大管電流 (mA)	
			透 視	最大管電圧 (kV) - 管電流 (mA)	
				管電圧 (kV) - 最大管電流 (mA)	
		用 途	直接撮影 断層撮影 C T (撮影用・吸収補正用・重ね合わせ用) 透視用(消化器系・血管系・その他( )) 乳房撮影 骨塩定量分析 輸血用血液照射 歯科口内法撮影 歯科用パノラマ断層撮影 移動型・携帯型(直接撮影・C T撮影・透視・口内法撮影) 胸部集検用間接撮影 治療用(表在治療用・深部治療用) その他( )		
			使 用 場 所	エックス線診療室 手術室 病室 ICU等 在宅 検診車 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室 診療用放射線照射装置使用室 診療用放射線照射器具使用室 診療用放射性同位元素使用室 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室	
		最大実効稼働負荷		(mAs/週) (mAs/3月)	
エ ッ ク ス 線 装 置 の 使 用 条 件 等 の 装 置	エックス線管の容器及び照射筒の利用線すい	定格管電圧50kV以下	装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy/時以下になる構造	有 ・ 無	
		下の治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造	有 ・ 無	
	以外のエックス線量(空気カーマ率)	定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで10mGy/時以下になる構造	有 ・ 無	
		定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1mで0.25mGy/時以下になる構造	有 ・ 無	

線 障 害		上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1mで1.0mGy/時以下になる構造	有 ・ 無
		コンデンサ式エックス線高電圧装置	充電状態で照射時以外のとき装置の接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造	有 ・ 無
の 過 板	附 加	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置		mmAl当量(1.5mm以上)
		定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置		mmAl当量(0.5mm以上) mmMo当量(0.03mm以上)
		上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射装置及び治療用エックス線装置		mmAl当量(2.5mm以上)
防 止 に 関 す る 構	透視用エックス線装置	患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造(高線量率透視制御装置の場合は、125mGy/分以下)		有 ・ 無
		警報装置付き透視時間積算タイマー		有 ・ 無
		エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上となる装置又は当該焦点皮膚間距離未満で照射することを防止するインターロック(手術中に使用する装置のエックス線管焦点皮膚間距離は、20cm以上)		有 ・ 無
		照射野絞り装置		有 無(医療法施行規則第30条第2項第4号イに該当) 無(医療法施行規則第30条第2項第4号ロに該当)
		受像器を通過したエックス線が、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造		有 ・ 無
		最大受像面を3.0cm超える部分を通過したエックス線が、当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造		有 ・ 無
		利用線すい以外のエックス線に対する防護措置		防護衣 防護衝立 防護手袋 防護カーテン 防護シート 天井つり下げ型防護板 その他( )

造 設 備 及 び 予 防 措 置 の 概 要	照射野絞り装置		有 無(CTエックス線装置に該当) 無(口内法撮影用エックス線装置に該当) 無(乳房撮影用エックス線装置に該当) 無(医療法施行規則第30条第3項第1号イに該当) 無(医療法施行規則第30条第3項第1号ロに該当)	
	定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有 ・ 無	
	定格管電圧70kVを超える口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有 ・ 無	
	歯科用パノラマ断層撮影装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有 ・ 無	
	撮影用エックス線装置	移動型及び携帯型エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有 ・ 無
	CTエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15cm以上になる構造	有 ・ 無	
	乳房撮影用エックス線装置(拡大撮影を行う場合に限る。)	エックス線管焦点皮膚間距離が20cm以上になる構造	有 ・ 無	
	上記及び骨塩定量分析エックス線装置以外のエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が45cm以上になる構造	有 ・ 無	
	移動型及び携帯型エックス線装置並びに手術中に使用するエックス線装置が、エックス線管焦点及び患者から2m以上になる操作構造		有 ・ 無	
	移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所		エックス線診療室内(室名: ) エックス線診療室外(室名: )
		保管場所の施錠		有 ・ 無
		保管管理方法		装置のキースイッチの管理 その他( )
	胸部集検用間接撮影工	照射野絞り装置	有 無(医療法施行規則第30条第4項第1号ただし書に該当)	

	ックス線装置	受像器の一次防護遮へい体が、装置の接触可能表面から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造	有 ・ 無	
		被照射体周囲の箱状の遮へい物から10cmの距離において、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造	有 ・ 無	
	治療用エックス線装置	ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック	有 ・ 無	
エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及	診療室名			
	画壁等の材質及び厚さ等	天井	天井	
		床	床	
		壁	壁	
		出入口の扉	出入口の扉	
		監視窓	監視窓	有 ( ) ・ 無
	画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置		有 ・ 無	
	エックス線診療室と画壁等で区画された操作室		有 無(箱状の遮へい物を有する胸部集検用間接撮影装置) 無(患者近傍撮影(乳房撮影、近接透視撮影等)時) 無(1000mAs/週以下で使用する口内法撮影用装置) 無(機器から1mで6μSv/時以下の骨塩定量分析装置) 無(機器表面で6μSv/時以下の輸血用血液照射装置) 無(組織内照射治療時)	
	操作室がない場合の防護措置		防護衣 防護衝立 防護手袋 防護カーテン 防護シート 天井つり下げ型防護板 その他 ( )	
	エックス線診療室である旨を示す標識		有 ・ 無	
	エックス線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有 ・ 無	
	出入口のエックス線装置使用中の表示		有 ・ 無	
一室に複数台の装置を備えている場合の同時照射防止措置		有 ・ 無		
診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具の使用		有(核種、数量: ) ・ 無		

び 予 防 措 置 の 概 要	照射装置又は 照射器具を使 用する場合の 防護措置	診療室の壁、床等が突起物、くぼみ及び仕上 材の目地等のすきまの少ない構造	有	・	無	
		使用・保管簿の作成	有	・	無	
		線源の紛失や放置を確認するための放射線測 定器	測定器名及び台数：			
		放射線管理体制を示す組織図	有	・	無	
		放射線管理責任者の選任	有	・	無	
そ の 他 区 域 工 場 境 界	管	実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護措置	有	・	無	
		管理区域である旨を示す標識	有	・	無	
		管理区域への立入制限措置	有	・	無	
ス 線 障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 及 び 予 防 措 置 の 概 要	線	居住区域及び敷地境界の実効線量を250µSv/3月以下とする 防護措置	有	・	無	
		入院患者の被ばくする実効線量を1.3mSv/3月以下とする防護 措置	有	・	無	
予 防 措 置 の 概 要	障 害 の 防 止 に 関 す る 構 造 設 備 及 び 予 防 措 置 の 概 要	放射線診療従事者等の防護措置（放射線防護用具等）	防護衣（	mmPb）		
		放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法	防護衝立（	mmPb）		
			防護手袋（	mmPb）		
			その他（		）	
			OSL線量計			
			蛍光ガラス線量計（リング型を含む。）			
			電子式ポケット線量計			
			TLD（リング型を含む。）			
			その他（		）	

	氏 名	職 種	籍 登 録 年 月 日 及 び 籍 登 録 番 号	エックス線診療に関する経歴
エックス線診療				
に従事する医師、				
歯科医師、診療放				
射線技師又は診				
療エックス線技				
師の氏名及びエ				
ックス線診療に				
関する経歴				

### 注意事項

- 1 エックス線診療に従事する医師等の氏名欄には、従事する全員の氏名を記入すること。
- 2 エックス線診療室の室名は、医療法に基づいて許可を受けた室名を記載すること。
- 3 隣接室名、上階及び下階の室名、周囲の状況並びに管理区域の標識の位置を明記したエックス線診療室の平面図及び断面図を添付すること（図面は、エックス線装置の位置、装置から天井、床及び周囲の画壁等の外側までの距離（m）、画壁等の材質及び厚さ並びに縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 4 エックス線診療室と居住区域、敷地境界及び病室の関係が分かる図面を添付すること（図面は、距離、縮尺及び方位を記入した縮図とすること。）。
- 5 移動型エックス線装置（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を除く。）の場合は、装置周囲の空間線量率分布図と保管場所を明記した図面を添付すること。ただし、手術室で用いる場合には、画壁等の外側における漏えい線量の測定結果も添付すること。
- 6 エックス線診療室の構造設備が法令の基準に適合することを示す計算書を添付すること（移動型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）。
- 7 エックス線診療室で診療用放射線照射装置又は診療用放射線照射器具を使用する場合には、放射線管理体制を示す組織図と放射線管理責任者の所属、職種及び氏名を記載した書面を添付すること。